

要領別表 6－別表 1

経費区分	内容
①技術者給	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。なお、技術者給の算定にあたっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとします。
②賃金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
③謝金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。
④旅費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。
⑤需用費	消耗品費、燃料費、食料費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）印刷製本費、光熱水量費、資料購入費、修繕料等とする。
⑥役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。
⑦委託料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。
⑧使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
⑨原材料費	情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。
⑩支援金	林地残材搬出支援費